別紙１

新型コロナウイルスへの対応に伴う生活介護における臨時的な在宅でのサービス提供について

１、在宅支援の対象者
　新型コロナウイルスの影響により、事業所への通所利用が困難となった者。

２、在宅支援の届出について
　在宅利用を実施する事業所は、別紙２「臨時的な在宅でのサービス提供の届出」をさいたま市保健福祉局福祉部障害支援課までご郵送ください。
　本通知発出日以降、別紙２での実施開始日の届出をもって本取扱いの適用とします。届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。
※事業所の運営規程の変更は不要です。
※利用者の、区役所への改めての支給申請等は不要です。（通常の受給者証（通所・在宅利用を問わない）をお持ちであればサービス提供可能）

３、サービス提供について
　サービス提供に係る要件については、次のとおりとします。
① 在宅において日常生活や生産活動等に係る支援を提供できる体制が確保されていること。
② 在宅支援の内容について個別支援計画を作成し利用者に同意を得ること。また、利用者の家族、利用者が入居しているグループホーム、利用者が入所している入所施設に在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。
③ 原則、居宅へ訪問し支援を行うこと。
④ 利用者から居宅への訪問を拒否された場合などは、電話等の方法で利用者の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援を可能とする。また、居宅介護等のサービス利用が必要であれば、各区支援課や計画相談支援事業所と調整すること。
⑤ 利用者が生産活動等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
⑥ 在宅支援を行う場合でも利用者負担額が発生することを利用者に説明し、同意を得ること。
⑦ 緊急時の対応ができること。

４、障害福祉サービス費の請求について
　請求方法については、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会への請求となります。
　また、在宅支援を行った月の翌月 10 日までに、別紙３「臨時的な在宅サービス提供中の支援体制に関する報告書」をさいたま市保健福祉局福祉部障害支

援課までご郵送ください。
※利用者確認欄の記入および押印が提出期限に間に合わない場合は、記入・押印後の提出で差し支えありません。

５、その他
（１）本取扱いについては、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。
（２）本取扱いの対象者は、さいたま市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。
（３）今回お示ししている内容については、従来の在宅利用の要件および手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご留意ください。

６、届出先住所
郵便番号　330-9588
住　　所　さいたま市浦和区常盤６－４－４
宛　　名　さいたま市保健福祉局福祉部障害支援課